

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1029010	投資助言業、投資運用業	株式投資のノウハウを持ちながら、投資助言業又は、投資運用業として株式投資で利益を得ることが出来ないの、投資助言業として営業保証金の供託の廃止、投資運用業として投資一任の許可を要望します。	現状は投資のノウハウがなくても、営業保証金さえあれば、投資助言業の営業が可能であり、株式の売買の手数料が下がっているだけでもメリットがあるにもかかわらず、リスクのある株式投資に譲渡所得税の軽減がなされている。 低所得者を中心に説明をした中で、グループ単位で一定の金額を出し合い、投資一任を受けてから株式投資する。もうひとつは、自分のノウハウで見つけたある銘柄に投資するために、グループ単位で一定の金額を決めた上で、投資一任を受けて株式投資する。(グループ単位は5人~100人) 個人に対して、株式投資の投資助言業として契約する場合は、収入以外の資産がどれくらいあるかを、確認してから株式投資が可能ならば、投資一任を受けてから契約する。 低所得者の生活が安定するには、いかに株式投資で投資を繰り返し利益を出していくかである。その為にも、投資助言業又は投資運用業を活用する必要がある。新しい株式投資の始まりの一步。		個人	大阪府	金融庁
1100030	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要することとする事の容認	賃借人から、預金口座の開設時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する賃借人に係る個人情報の提供について、個人情報の保護に関する法律第23条に規定の本人の同意を必要としないこととする。 ・定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況を指定された者に通知すること ・定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること 定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者(地縁による団体)の同意を要することとする。	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。	南丹田舎すまいるプラン	個人	京都府	金融庁 法務省 内閣府